

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会の設置及び運営に関する規則
(案)

年 月 日
規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けた議論を行うため、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議及び答申する。

- (1) 計画の素案に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要なこと。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 狛江市福祉基本条例施行規則（平成6年規則第66号）第21条第1項の規定による市民福祉推進委員会委員 1人以内
- (3) 更生保護団体、施設等関係者 5人以内
- (4) 社会福祉関係者 2人以内
- (5) 警察関係者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項の審議及び答申が終わるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(市民福祉推進委員会との連携)

第7条 計画は、あいとぴあレンボープランの個別計画として位置付けるため、検討委員会が第2条の所掌事項を行うに当たっては、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）の規定により設置する市民福祉推進委員会と連携を図るものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の協議により定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。